

## 【社会福祉法（抜粋）】

**第二百二十七条** 所轄庁は、社会福祉連携推進認定の申請をした一般社団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について社会福祉連携推進認定をすることができる。

一 省略

二 社員の構成について、社会福祉法人その他社会福祉事業を經營する者又は社会福祉法人の經營基盤を強化するために必要な者として厚生労働省令で定める者を社員とし、社会福祉法人である社員の数が社員の過半数であること。

三～四 省略

五 イ～ニ 省略

ホ その事業の規模が政令で定める基準を超える一般社団法人においては、次に掲げる事項

(2) 会計監査人を置く旨及び会計監査人が監査する事項その他厚生労働省令で定める事項

## 【社会福祉法施行規則（抜粋）】

**第四十条** 法第二百二十七条第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

2～6 省略

7 法第二百二十七条第五号ホ（2）に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～二 省略

三 前二号に掲げる事項のほか、財産目録（社会福祉連携推進法人会計基準（令和三年厚生労働省令第百七十七号）第十条第一号に規定する貸借対照表に対応する項目に限る。）を監査し、会計監査報告に当該監査の結果を併せて記載し、又は記録しなければならないこと。

## 【社会福祉法人連携推進法人会計基準（令和三年厚生労働省令第百七十七号）（抜粋）】

**第十条** 各会計年度に係る計算書類は、当該会計年度に係る会計帳簿に基づき作成される次に掲げるものとする。

一 貸借対照表

二 省略